

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会
～経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍
を促進するための具体的方策について～

平成28年3月7日

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

1 はじめに

- 経済連携協定（EPA）は、二国間の経済連携の強化の観点から行われるものであり、両国間の友好や協力の促進を意図して締結されたものである。我が国では平成 20 年度より EPA に基づき、特例的に外国人介護労働者の受入れを開始し、現在は 3 か国から介護福祉士候補者を受け入れているが、近年、その数は増加傾向にあり、平成 27 年度には累積で 2,106 名となっている。
- また、EPA 介護福祉士候補者は、入国して、各受入れ施設において就労しながら、介護の経験を積み、3 年間で介護福祉士国家試験の受験資格を得て、4 年目に介護福祉士国家試験を受験することとなる。EPA 介護福祉士候補者の合格率は、平成 23 年度には 37.9%であったが平成 26 年度には 44.8%へと上昇している。既に介護福祉士国家試験を受験した平成 23 年度までに入国した者 622 名のうち、累計で 317 名が合格している。
こうした中で、その更なる活躍促進を求める声があり、「日本再興戦略」（改訂 2015）（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においては、
 - ・ 経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し、本年度中に結論を得るとされている。
- こうした中で、平成 28 年 1 月より本検討会を再開し、EPA 介護福祉士候補者等の更なる活躍促進策について検討を行ったものである。
- なお、本検討会では、外国人介護人材の受入れに関して、これまでに、その検討事項のうち、
 - － 技能実習制度への介護職種の追加
 - － 外国人留学生が介護福祉士資格を取得した場合の在留資格の付与等について検討を進め、平成 27 年 2 月に、その結果をとりまとめている。

2 EPA 介護福祉士候補者等の更なる活躍促進策に関する検討事項について

- 公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）や実際に EPA 介護福祉士候補者を受け入れている施設からのヒアリング等を踏まえ、本検討会で検討すべき事項を以下のとおり、整理したところである。
 - （1）EPA 介護福祉士候補者について
 - ア 受入れ対象施設の範囲の拡大
 - イ 受入れ施設当たりの受入れ人数の下限の見直し
 - （2）EPA 介護福祉士について
 - ア 就労範囲の拡大

- なお、これらに加え、家族の資格外活動の緩和についても意見があったため、これについては法務省より、その考え方を聴取した。

3 EPA介護福祉士候補者について

(1) EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大について

ア 現状

- ・ EPA介護福祉士候補者は、限られた滞在期間の中で介護福祉士国家試験への合格を目指す必要があることから、受入れ施設には、
 - － 介護福祉士国家試験の受験資格要件において、「介護」の実務経験として認められる業務に従事できること
 - － 介護福祉士資格取得に向けた研修体制が確保されていること
 - － 適切な労務管理体制が確保されていることが求められている。
- ・ あわせて、受入れ施設においては、適切な研修体制の確保等の観点から、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されていることや常勤介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有すること等の要件を満たす必要がある。
- ・ また、EPA介護福祉士候補者の受入れが、介護分野において外国人材を受け入れる初めての取組であったことなども踏まえ、現在、受入れ対象施設は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号）等（以下「指針」という。）において、インドネシア、フィリピン、ベトナムについて共通で、以下の範囲とされている。
 - － 定員30名以上の指針別表第一に掲げる介護施設（入所施設）
 - － 上記施設と同一敷地内において、一体的に運営されている指針別表第二に掲げる介護施設（通所介護等）
- ・ このため、入所施設ではない施設（特定施設等）や、当時少数であったいわゆる小規模な入所施設（地域密着型介護老人福祉施設等）、訪問系サービスを提供する事業所、主たるサービスが介護ではない施設（病院、診療所等）などは、対象外とされている。

イ 具体的な対応の在り方

- ・ EPA介護福祉士候補者の受入れが始まった当初と比べ、介護サービスの提供体制は大きく変化しており、EPA介護福祉士候補者について、合格後、介護の専門職として活躍していくために、様々な介護現場を経験す

- ることも必要であると考えられる。
- ・ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所（外部サービス利用型を除く。）は、介護保険法に基づく指定を受けているものであり、指針別表第一に掲げる介護施設と同様の介護サービスの提供体制が担保されていると考えられる。したがって、定員 30 名以上の場合には、研修体制及び労務管理体制（以下「研修体制等」という）が確保できると考えられるため、受入れ対象施設とすることが適当である。
 - ・ 定員 29 名以下の指針別表第一に掲げる介護施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設については、定員 30 名以上の指針別表第一に掲げる介護施設（上記特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所を含む。）と同一敷地内で一体的に運営されている場合には、研修体制等が確保できると考えられるため、この場合には、受入れ対象施設とすることが適当である。
 - ・ いわゆるサテライト型施設については、本体施設と密接な連携が確保されていると考えられる。したがって、本体施設が定員 30 名以上の指針別表第一に掲げる介護施設等であれば、研修体制等が確保できると考えられるため、この場合には、受入れ対象施設とすることが適当である。
また、上記特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所及び当該サテライト型施設と同一敷地内において、一体的に運営されている指針別表第二に掲げる介護施設（通所介護等（定員 29 名以下の指針別表第一に掲げる介護施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設を含む。））についても、同様に受入れ対象施設とすることが適当である。
 - ・ なお、受入れ対象施設の範囲を拡大するに当たっては、引き続き、国家試験合格率の一層の向上に向けた学習支援体制や適切な労務管理体制を確保することを前提とすることが必要であるとともに、これらの体制確保が確実に履行されることが重要である。
 - ・ また、介護サービス提供体制の変化等を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設については、サテライト型施設や同一敷地内で一体的に運営されている場合に限定せず、単独での受入れを可能とすることについても、検討していくべきであるとの意見があった。

（２）EPA介護福祉士候補者受入れ人数の下限の見直しについて

ア 現状

- ・ EPA介護福祉士候補者の受入れは、候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として各年1か国2名以上としつつ、運用上、以下の場合には、1名のみ受入れも可能とされている。
 - ① 同国出身のEPA介護福祉士が就労している場合

- ② 前年度に同国から受け入れる候補者がいる場合、又は前々年度に受け入れた候補者が引き続き就労している場合
- ③ マッチング運用上の都合等により、2名以上の介護福祉士候補者が確保できなかった場合
- ・ J I C W E L Sの相談窓口寄せられたメンタルヘルスに関する相談は、平成25年度、平成26年度及び平成27年4月から12月までにおいて、全体の3%程度、それぞれ10件以下となっている。そのうち、候補者本人からの相談内容は、「仕事上の人間関係によるストレス」「合格への不安」等となっている。

イ 具体的な対応の在り方

- ・ E P A介護福祉士候補者の受入れは、二国間の経済の連携強化という目的で特例的に行われているものであり、人権擁護及び外交上の配慮という観点からも、メンタルヘルスを損なうことにより帰国を余儀なくされることがないようにすることが重要と考えられる。
- ・ したがって、全面的なE P A介護福祉士候補者の1名からの受入れは、運用の柔軟化を図りつつも、実態を把握した上で、検討を進めるべきである。
- ・ なお、いわゆるSNS等を活用し、E P A介護福祉士候補者間でのネットワークの形成が進んでいることや、受入れ施設での十分な対応等により、メンタルヘルスケアは担保されていると考えられることなどから、原則1名からの受入れを可能としてはどうかとの意見もあった。
- ・ 運用の柔軟化の具体的な在り方としては、今回の受入れ対象施設の範囲拡大に伴い、以下の考え方に沿って対応を図ることが適当である。
 - ー サテライト型施設（本体施設が病院又は診療所であるものを除く。）については、本体施設と密接な連携が確保されていると考えられるため、本体施設又はサテライト型施設のいずれかにおいて、上記の①又は②の要件を満たす場合には、1名からの受入れを可能とする。
 - ー E P A介護福祉士候補者の受入れ対象施設と同一敷地内において、一体的に運営されている指針別表第二に掲げる介護施設についても、同様に、1名からの受入れを可能とする。
- ・ また、運用の柔軟化を図るに当たっては、受入れ施設において、サテライト型施設等にいる同国出身のE P A介護福祉士候補者と本体施設等にいるE P A介護福祉士候補者等が交流できる場を定期的に設けること及びその履行の確保が必要である。

4 EPA介護福祉士について

(1) EPA介護福祉士の就労範囲の拡大について

ア 現状

- ・ 訪問系サービスについては、利用者と1対1で業務を行うことが基本であることから、利用者、EPA介護福祉士双方の人権擁護、適切な在留管理の担保が困難と考えられ、EPA介護福祉士の就労範囲の対象外とされている。

また、医療機関については、医療法に規定される療養病床のみが対象とされている。

イ 具体的な対応の在り方

- ・ EPA介護福祉士については、
 - － 日本人介護福祉士と同様に、専門的知識及び技術を有することが確認されていること
 - － 就労の際には、日本人介護福祉士と同様に、その適性に沿った業務に配置されることが考えられること

から、専門職という観点からは、介護福祉士としての就労範囲に制限を設ける理由は乏しいと考えられる。その際、専門職として多様な経験を積んでいき、スキルを高めていく観点からも、その就労範囲について活躍の場を広げていくことが適当である。

- ・ このため、EPA介護福祉士の就労範囲としては、「介護」の業務が関連制度において想定される範囲として、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる業務の範囲全般とすることが適当である。

ただし、特に訪問系サービスを就労範囲に認めることについては、外国人労働者の人権擁護等の観点から、なお、慎重に検討するべきであるとの意見もあった。

- ・ なお、EPA介護福祉士に従事させるに際し、受入れ施設において、業務に必要な日本語学習の支援を引き続き行うことやEPA介護福祉士の個々の専門性や経験を踏まえた適切な配置や労務管理を行うことが重要である。
- ・ その際、特に訪問系サービスについては、EPA介護福祉士の受入れは、二国間の経済の連携強化という目的で特例的に行われているものであり、外交上の配慮という観点からも、EPA介護福祉士の人権擁護が確実に図られる必要がある。

このため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加する

に当たっては、人権擁護等の観点から、必要な措置を併せて講じることが必要である。

- ・ この必要な措置の内容としては、一定の業務経験や日本語能力を有することを条件とすること、相談・通報窓口の設置等のほか、日本人介護福祉士の同行を義務付けるべきといった意見や、一義的には、職員を訪問系サービスに従事させるかどうかは、介護事業者が利用者と職員の状況を踏まえて判断すべきであるといった意見、実態をよく踏まえて検討する必要があるといった意見など、様々な意見があったことから、引き続き、本検討会において議論を行うこととする。

5 EPA介護福祉士の家族の資格外活動の緩和について

- 現在、EPA介護福祉士の家族の資格外活動においては、その就労先として介護関連施設は除外されている。
- 今後、法務省において、介護関連施設での就労の是非も含め、その在り方について、関係省庁と連携の上、検討が行われることとされている。

6 今後の対応について

本検討会においては、経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を進め、その結果をとりまとめた。

今後、関係省庁においては、上記の考え方に基づき、制度の見直し等の取組を進めることを期待する。

また、今回の検討の過程においては、実際の運営に携わる方々からの貴重な御意見を伺うことができた。関係省庁においては、こうした御意見について真摯に受け止め、今後の取組において参考とされることを期待する。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

「日本再興戦略（改訂 2014）」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においては、

- ・ 外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することについて、日本語要件等の介護分野特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し結論を得る
- ・ 介護福祉士資格等を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含め、年内を目途に制度設計等を行うこととされている。

また、我が国では平成 20 年度より経済連携協定（EPA）に基づき、特例的に外国人介護労働者の受入れを開始し、現在は 3 か国から介護福祉士候補者を受け入れている中で、その更なる活用を求める声がある。

このため、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、これらの外国人介護人材に係る課題に関し、検討を行う。

2 検討事項（予定）

- (1) 技能実習生の受入れの在り方について
- (2) 国家資格取得者に在留資格が付与された場合の運用の在り方等について
- (3) EPAの更なる活用方策について

3 構成員等

- (1) 検討会は、別添のとおり学識経験者並びに介護事業者団体、介護福祉士養成機関、職能団体及び介護労働者団体等の関係者により構成する。
- (2) 検討会の座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じ有識者等に対して検討会への出席を求めることができる。

4. スケジュール（予定）

第 1 回を平成 26 年 10 月中に開催、以降数回程度開催する。

5. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省社会・援護局長が別添の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が、職業安定局、職業能力開発局及び老健局の関係課室の協力を得て行う。また、関係省庁との密接な連絡調整を図る。
- (3) 本検討会の議事は、原則として公開とする。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会開催経過

第 1 回 平成 26 年 10 月 30 日

- 検討事項について

第 2 回 平成 26 年 11 月 20 日

- 公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）からのヒアリング
- E P A 介護福祉士候補者受入れ施設からのヒアリング
 - ・ 社会福祉法人不二健育会 特別養護老人ホームケアポート板橋
 - ・ 社会福祉法人青森社会福祉振興団 特別養護老人ホームみちのく荘
 - ・ 医療法人財団善常会 老人保健施設シルピス大磯

第 3 回 平成 26 年 11 月 27 日

- 技能実習について（検討の進め方）
- 主な検討事項について
 - ・ 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化
 - ・ 必要なコミュニケーション能力の確保

第 4 回 平成 26 年 12 月 18 日

- 主な検討事項について
 - ・ 適切な評価システムの構築
 - ・ 適切な実習体制の確保
 - ・ 日本人との同等処遇の担保

第 5 回 平成 27 年 1 月 8 日

- 主な検討事項について
 - ・ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定
 - ・ 監理団体による監理の徹底
 - ・ 国家資格取得者への在留資格等

第 6 回 平成 27 年 1 月 23 日

- とりまとめについて（中間まとめ（案）について）

第 7 回 平成 27 年 1 月 26 日

- とりまとめについて（中間まとめ（案）について）

第8回 平成28年1月21日

○公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）からのヒアリング

○E P A介護福祉士候補者等受入れ施設からのヒアリング

- ・社会福祉法人明照会 特別養護老人ホーム あそか苑
- ・医療法人地塩会 介護老人保健施設 夢の里

第9回 平成28年2月19日

○E P Aの更なる活用方策に関する論点について

第10回 平成28年2月26日

○E P Aの更なる活用方策について（とりまとめ）

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 構成員名簿

いしばし 石橋	しんじ 真二	公益社団法人日本介護福祉士会会長
いとう 伊藤	あきひさ 彰久	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
いのくま 猪熊	りつこ 律子	株式会社読売新聞東京本社編集局社会保障部部長
かなか 加中	えいき 英喜	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会高齢者福祉事業経営委員長
きたうら 北浦	まさゆき 正行	公益財団法人日本生産性本部参与
くまがい 熊谷	かずまさ 和正	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
しらい 白井	たかこ 孝子	学校法人滋慶学園東京福祉専門学校副学校長
たなか 田中	ひろかず 博一	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会参与
ねもと 根本	よしあき 嘉昭	神奈川県立保健福祉大学名誉教授 [座長]
ひらかわ 平川	ひろゆき 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会副会長

(敬称略・五十音順)